



特待生問題とはいかなる問題なのか : スポーツ倫理学の観点から

稲岡, 大志

(Citation)

21世紀倫理創成研究, 2:99-114

(Issue Date)

2009-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/81000960>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000960>



特待生問題とはいかなる問題なのか ——スポーツ倫理学の観点から

稲岡 大志

0

本論文は、いわゆる高校野球における「特待生問題」に関してスポーツ倫理学の観点からの分析を試みるものである。スポーツ倫理学とは、一般的に「スポーツ」という名称で呼ばれている現象にまつわる倫理的問題を研究対象とする応用倫理学の一分野である。スポーツにおける、あるいはスポーツをめぐる行為や判断の道徳的評価に関わる問いが主な議論対象となるが、スポーツ自体やスポーツに携わる人に規範を提示することがスポーツ倫理学の目的ではない。スポーツ倫理学が目指すのは、スポーツをめぐる問題において生じる概念上の混乱を解きほぐして、スポーツにおける行為やスポーツに関する判断の善し悪しを評価する枠組みを提供することにある(そのため、スポーツ倫理学は、スポーツという現象の特性、すなわちスポーツの構成要件を問うこと——いわばスポーツを哲学すること——を避けることはできない)。本論文も、特待生問題に対する様々な見解のどれが正当でどれが不当なものなのかを決定することが目的にあるのではない。むしろ、おのおのの見解が依拠する前提をできる限り明示することで、特待生問題に関する円滑な議論に寄与することが狙いである。

1 事態の経緯

まず、特待生問題の経緯について簡潔に述べる。2007年3月、プロ野球球団の西武ライオンズが特定の大学野球部在籍者に対して卒業後の入団と引き替えに金銭を与えていたことが発覚した。やがて、西武ライオンズから金銭を受け取っていた選手の出身高校である専修大学北上高等学校が、優れたスポーツ能力を持つ生徒に対して奨学金を給付するスポーツ特待生制度を採用していたことが明らかになり、高校野球における「スポーツ特待生」の存在に焦点が当てられるようになった。日本高等学校野球連盟(以下「高野連」と略記)はスポーツ特待生制度が特待生の存在を禁止している日本学生野球憲章第13条¹⁾に違反していると判断し、加盟校に対して同様の制度を撤廃するように指導した。その後の高野連の調査で、376校7971人が

第 13 条に違反する特待生であることが判明した。この現状を受けて高野連は、特待生扱いをやめさせる、5 月中の選手の大会試合出場を禁止する、野球部長を謹慎させるなどの是正措置をとれば今夏の全国選手権地方大会には出場可能であるとした。経済的に困窮している生徒については、救済奨学金などを認めて救済するなど、柔軟な対応も見られたが、措置基準が明確であるとはいえず、多くの批判を招いている。

2007 年 11 月 30 日、高野連は有識者会議の答申を受け入れた上で、制度特典の内容は入学金、授業料の免除とし、遠征費や寮費などは対象としない点、特待生の人数は各学年 5 人以下を目安とする点、学業と生活態度が他の生徒の模範となることを選考基準とする点、入学に当たっては中学校長の推薦が必要である点という四点を条件とする、特待生に関する新しい基準を設け(「高校野球特待生に関する取り扱いについて」)、事態は一応の収束を迎えた。

以上が事態の大まかな経緯だが、特待生問題発覚直後の高野連の対応はやや性急に過ぎると言わざるを得ない。実際、特待生を保有する学校に対してなされた処分は恣意的であったが⁽²⁾、特待生問題がそもそも問題となる所以が十分に検討されたことは(少なくとも現時点では)言い難い。

本論文は、特待生問題に対する様々な反応を三つに分類し、それぞれが依拠する前提の解明や帰結の導出の正当性の検討をおこなうという作業を通じて、この問題の本質を逆照射することを目的とする。結論をあらかじめ述べておくと、特待生問題は教育問題である。一見すると自明なこの結論を根拠付けることが以下の目的となる。

2 日本野球憲章第 13 条について

特待生問題の焦点の一つとして、日本学生野球憲章(以下「憲章」と略記)第 13 条に対する違反がある。法学的観点から第 13 条の検討をおこなうことは本論文の主旨ではないが⁽³⁾、以後の議論の準備として、簡潔に第 13 条について検討しておくことは無意味ではないだろう。実際、高野連や有識者会議の報告⁽⁴⁾や自民党小委員会の提言⁽⁵⁾はいずれもスポーツ特待生の存在と憲章第 13 条との整合性を重視している。以下に憲章第 13 条全文を引用する。

第 13 条 選手又は部員は、いかなる名義によるものであっても、他から選手又は部員であることを理由として支給され又は貸与されるものと認められる学費、生活費 その他の金品を受けることができない。但し、日本学生野球協会審査会は、本憲章の趣旨に背馳しない限り、日本オリンピック委員会から支給され又は貸与されるものにつき、これを承認することができる。

(2) 選手又は部員は、いかなる名義によるものであつても、職業野球団その他のものから、これらとの入団、雇傭その他の契約により、又はその締結を条件として契約金、若しくはこれに準ずるもの前渡し、その他の金品の支給、若しくは貸与を受け、又はその他の利益を受けることができない。

まず注意しておきたいのは、憲章 13 条が禁止しているのは「選手又は部員であることを理由として支給され又は貸与される」奨学金だという点である。すなわち、学業成績や生活態度の優秀さを理由とした奨学金、あるいは経済的困窮を理由とした奨学金(以下ではこの種の奨学金を総称して「一般奨学金」と呼ぶ)を野球部員が得ることは憲章 13 条も認めているのである。したがって、憲章 13 条が、一般奨学金を容認し、野球部員であることを理由とした奨学金を禁止する理由を問う必要がある。

そこで、憲章が成立するに至る歴史的経緯を参照してみたい。1932 年に「野球ノ統制並施行ニ関スル件」(いわゆる「野球統制令」)が制定された。野球統制令が制定された理由としては、野球に熱中するために学業がおろそかになる、学生野球が興行化して他の目的(学校の知名度向上、プロチームへの人材供給源など)のために利用される、勝利至上主義の弊害などがある。野球統制令は国家(文部省)によって制定されたものだが、憲章は、その理念を受け継ぎつつも、学生野球に対する国家の介入を避けるために、また、学生野球の自主・自律精神を世に示すために、制定された。したがって、制定した主体は異なるものの、憲章と統制令とは設立に際しては同一の理念を持っているものと考えられる。統制令が制定された時点で将来的に野球特待生の存在が問題化することが予見可能であったかどうかはともかくも、統制令制定の動機はそのまま特待生の存在を批判する根拠として通用することは確かであろう。実際、憲章前文の文言から判断しても、野球統制令の理念が憲章に継承されていると考えることは妥当である。かくして、特待生問題が問題となる背景

として、以下の三点を挙げることができる。

- (1) 過度なスポーツが学業を阻害する。
- (2) プロ球団の介入を避ける。
- (3) 勝利至上主義批判

特待生問題が関与するのがこの三点に尽きるかどうかは必ずしも自明ではないが、この三点を念頭に置いて、以下では特待生問題への対応を検討する。

3 特待生問題に対する三つの立場

以下では特待生問題に対する三つの類型的反応を取り上げて、それぞれの見解がどのような前提に基づいて成立しているのか、すなわち、前節で列挙した三つの論点に対してどのような立場を取っているのかを明示したい。

3-1 全面賛成派

これは、スポーツ特待生の存在を全面的に認める立場である。すなわち、現状をそのまま肯定し、今後も特待生の存在には高野連が関与するべきではないという、憲章の改正までも迫る立場を指している。この立場はせいぜい Web 上のブログや新聞の読者投書欄においてあやふやな根拠で主張されている程度でしかないが、その内容はともかくも、特待生問題に対する反応の一つの典型として検討しておく必要はある。さらに、以降で触れる全面否定派、条件付き賛成派の主張の論点も全面賛成派の論点に登場するものであるため、全面賛成派の論拠を立ち入って吟味しておきたい。

全面賛成派の根拠は大きく言えばスポーツと学業との差異を過剰に見積もるべきではないという点にある。すなわち、学校教育の目的の一つとして、生徒の能力を伸ばして将来の進路選択に備えさせることがある以上⁶⁾、運動能力を向上させることに対しても、学業面と同様の奨学生制度を設けるべきであるという、憲章第 13 条への批判をも含むという意味ではきわめてラディカルな主張である。この立場の利点としては、特待生問題が問題視される背景の一つである、「野球と他のスポーツとの差別化」をおこなわないという点にある。高野連の措置に対しては、野球と他

のスポーツとの間の差異をどう説明するのかという批判が想定されるが、全面賛成派はこうした批判を免れているし、生徒の能力を伸ばす環境を提供するという意味において学校教育の理念に沿うものとも考えられるため、実は見かけほど極端な立場ではない。実際、体育大学や体育学部への進学を希望する生徒にとっては、スポーツ奨学生制度は格好の制度である。このような制度を禁止することは、生徒の進路選択の余地を狭める可能性があるという意味において望ましいものではない。

しかし、全面賛成派には以下のような批判がなされる可能性がある。高等学校学習指導要領では、保健体育科並びに体育科教育の目的は、「各種の運動の合理的な実践を通じて、運動技能を高め運動の楽しさや歓びを深く味わうことができるようにするとともに、体の調子を整え、体力の向上を図り、公正、協力、責任などの態度を育て、生涯を通じて継続的に運動ができる資質や能力を育てる」ことにあるとされている(第2章「普通教育に関する各教科」第6節「保健体育」第2款)。すなわち、ある程度の運動能力を獲得し、健康状態を良好に保つことが体育教育の理念である以上、明らかにそれ以上の運動能力の追求を含意するスポーツ奨学生制度はやはり禁止ないし制限されるべきであるという批判である。体育大学への進学を目指す生徒にしても、学力が一定水準に達していなければ入学試験での合格は見込めない以上、やはり学業面での向上を重んじるべきである。さらに、指導要領では、部活動は生徒の体力向上と健康増進を目的とするべしと述べられている以上⁽⁷⁾、スポーツ奨学生制度を一般奨学生制度と同様の扱いをすることは許されない⁽⁸⁾。

以上は、学校教育における体育教育のあり方という観点からの批判であるが、別の観点からの批判も想定可能である。すなわち、身体が十分に発達していない中学生が過度にスポーツに取り組むことで、深刻な身体的トラブルを引き起こす可能性があるという批判である。また、将来の進路としてプロスポーツを選ぶこと自体は許容されるとしても、現実としてプロスポーツの世界で身を立てることは多大な困難がある。20代で引退を余儀なくされたプロスポーツ選手のその後の悲惨な状況はしばしば報じられている通りだが、このような事態になっても職業的自立が可能となるために、やはり学校教育においては学業を優先するべきであるという批判である。さらに、日本における野球人気の特異性を考慮して、プロ球団がアマチュア球団に不当に介入して学生野球の理念を破壊することを防ぐために、スポーツ特待生を全面的に認めることには躊躇するという主張もまた可能である⁽⁹⁾。これらの論

点は、野球という競技自体の特性でも学生野球の理念でもなく、野球を取り巻く社会的要因を重んじてのものである。

また、勝利至上主義批判を引き合いに出して全面賛成派を批判することもできるが、この点に関しては節を改めて議論する。ここでは、全面賛成派は勝利至上主義を問題視しないという点だけ押さえておくことにする。

こうした批判に対して、全面賛成派は自己決定権を引き合いに出した再反論をおこなうことができる。すなわち、学校教育の役割は生徒一人一人の進路選択に合わせた能力の育成であり、特定の進路を推奨したり否定したりすることは許されない。また、プロスポーツ業界がセカンドキャリア支援制度を充実させることで、あるいは、プロ球団側が野球規約のような取り決めに強化してアマチュア球団への介入を防ぐことによって、上記の批判は回避できる。少なくとも、学校教育が特定の進路選択を阻害するような制度設計をおこなうことは、進路選択における生徒の自己決定権を否定することになる。

かくして、全面賛成派の論点は出揃ったと考えることができる。すなわち、前節で挙げた三つの論点に対して、全面賛成派を以下のような立場に立脚する主張として整理することができる。

- (1-1) 学業がスポーツに優先されるべきか否かは生徒個人が決めることである。自己決定権の全面承認。
- (1-2) プロ球団側の対応によって、アマチュアとプロとの健全な共存は十分に可能。
- (1-3) 勝利至上主義に問題はない。

全面反対、条件付き賛成の立場もまた、前節で挙げた三つの論点にどのような立場を取るのかによって構成されているが、確認しておきたいのは、全面賛成派は上記三つの論点のすべてを保持する必要はないということである。本節では便宜上、全面肯定派の議論を、論拠として(1)を、再反論として(2)を用いて再構成したが、この三つの論点は独立に議論することが可能である。すなわち、全面賛成派は自らの立場の正当性を主張する選択肢を少なくとも三通り有するということである。同様のことは全面否定派、条件付き賛成派にも当てはまる。

3-2 全面否定派

これは、いかなる理由であれスポーツ特待生を認めない立場である。憲章第 13 条を文字通り受け取ればこの立場となる。根拠としては、全面賛成派に対する批判がそのまま当てはまる。すなわち、学業はスポーツよりも優先されるべきである、プロ球団側に適切な対応を期待できない以上、アマチュア球団側が何かしらの対策を講じる必要がある、勝利至上主義には大いに問題がある、という立場である。この立場への批判としては、スポーツの教育的効果を無視しているという批判が考えられる。確かに、体育教育の理念に競技性を持つスポーツが不可欠だというわけではない。しかし、スポーツは、それに積極的に取り組むことで自主性や協調性などを養うことができるという特性を持つ(と一般には考えられている)。よって、適度にスポーツをおこなうことで学業への取り組みに対しても望ましい影響を及ぼすことが期待できるため、スポーツ奨学生制度を全面的に否定することはいささか極端に過ぎるのではないかという反論である。

こうした反論に対して、全面反対派は、スポーツの教育的効果自体を疑ったり、あるいはスポーツがもたらす身体的弊害を重要視したり、教育基本法を引き合いに出して部活動に対する学業の優先性を再確認するといった再反論をおこなうことができるだろう(前節で登場した論点が立場を変えてそのまま用いられている)。また、生徒が未成年であることを理由に、進路選択の自己決定権を全面的には承認しないという議論も可能である。

以上から、全面反対派は前節で挙げた三つの論点に対して以下のような立場を取ると考えることができる(勝利至上主義については後述)。

- (2-1) 学業はスポーツに優先する。進路選択の自己決定権の部分的否定
- (2-2) プロ球団との隔離はアマチュア側から積極的に行う必要がある。
- (2-3) 勝利至上主義には大きな問題がある。

3-3 条件付き賛成派

この立場は、全面賛成派と全面否定派の論点を折衷したものであり、制限付きでスポーツ特待生の存在を認めるものである。課される制限内容に違いはあるが、高野連の公式見解や自民党小委員会の提言がこの立場に立つ。スポーツの持つ特性を

十分に考慮し、その肯定的な側面のみを適切に保持できる制度設計を目指すものであり、日本における野球を取り巻く環境の特異さや学校教育の理念にも配慮しているという意味においてはもっとも現実的で妥当な選択肢であるとも考えることができる。しかし、実質的にはスポーツ奨学生である生徒を名目上一般奨学生として扱うという措置を取らざるを得ないため、憲章第 13 条との整合性が保持できず、そのために憲章の改正を含意する立場でもある。前述のように条件付き賛成派に対しては、なぜ野球を他のスポーツから差別して扱うのか、という批判が考えられる。確かに、野球という競技の特性にその理由を求めることは難しい。しかし、スポーツも学校教育も社会の中でおこなわれる営みである以上、他のスポーツに比べて野球の人气が突出している現状では、野球特待生を特別扱いすることもまた正当であると再反論することができるだろう。

以上から、前節で挙げた三つの論点に対する条件付き賛成派の取る立場は以下のようなになる。

- (3-1) 学業はスポーツに優先されるべきだが、スポーツ自体の教育的効果もまた尊重されるべきで、生徒の進路選択の自己決定権を全否定する必要はない。
- (3-2) アマチュアとプロとの双方が何かしらの対策を講じなくてはならない。片方のみが負担を負うべきではない。
- (3-3) 過度の勝利至上主義には問題があるが、適切な勝利至上主義であれば問題ない。

※

ここまで、特待生問題に対する三つのタイプの反応およびその論拠を概観した。改めて整理しておくと、進路選択における生徒の自己決定権をどの程度認めるか、野球という競技がおかれている社会的環境の特殊性をどれだけ斟酌するか、勝利至上主義をどう捉えるかによって、野球特待生の存在に対する見解は異なってくるのである。(1)から(3)以外の論点によってこれらの立場を支持したり批判したりすることは可能だろうが、少なくとも全面賛成、全面否定、条件付き賛成という三つの主張内容の特徴付けることができるという意味ではこの三点で十分である。また、各

立場の持つ長所と短所も明確になった。全面賛成派の長所は生徒の自己決定権を認める点にあり、短所はスポーツの反教育的作用を過小評価している点にある。条件付き賛成派の長所は日本における野球の過剰人気に配慮しているという点、教育的弊害を阻止しつつも高校野球のクリーンなイメージは保持できるという点であり、短所は、野球を特別扱いする根拠としては社会的要因を引き合いに出すだけでは弱いという点⁽¹⁰⁾、法律的には問題のない特待生制度に制限を課すことで、学校経営の自主性が損なわれるおそれがあるという点がある。全面否定派の長所はスポーツ自体の危険性を十分に認識している点にあり、短所は生徒の自己決定権を否定している点にある。

既に示唆したが、これら三つの論点はさしあたり独立に考えることができる。言い換えれば、各論者は(1)から(3)のいずれかを正当に主張することができればよい。この意味で三つの論点は等価であるが、(3)に関しては、高校野球が教育の一環だと主張される際に引き合いに出される論点であり、また、高野連有識者会議や自民党小委員会の主張もこの点を非常に重要視しているため⁽¹¹⁾、「勝利至上主義」という概念を立ち入って分析する必要がある。

4 「勝利至上主義」とは何か⁽¹²⁾

学生野球の目的は単に勝利することにあつてはならないという主張は既に言及した憲章の前文からも見て取れる。これは高野連や有識者会議や自民党小委員会も共有する認識だと考えられるが、では「勝利至上主義」とはそもそもいかなる主張なのか。まずはこの点について考えてみたい。

勝利至上主義とは、さしあたりは、「(競技における勝利)を至上の価値とし、勝利のためならどのようなことでもおこなう立場」を指していると考えてよいだろう。では、「勝利のためならどのようなことでもおこなう」とことはどういうことか。大きく言えば二種類あると考えられる。第一に、競技において、勝利のためには卑怯と呼ばれる行為でさえも積極的におこなうこと。第二に、日常生活の大半の時間を(練習など)競技のために費やすということ。以下では前者を「競技内勝利至上主義」、後者を「競技外勝利至上主義」と呼び、順に検討してみる。

4-1 競技内勝利至上主義

スポーツをめぐる言説にしばしば見受けられるが、試合中に対戦相手の弱点ばかりを狙うような競技姿勢を「スポーツマンシップに反する」として批判することは正当な批判なのだろうか。学生野球における勝利至上主義批判は、いわゆる「フェアプレイ」や「スポーツマンシップ」を重んじる立場からの批判であろうが、この批判は正当なものだろうか。

まず、〈スポーツ〉を特徴付ける要素として、「一定のルールに従って勝敗が決定する」点は不可欠であると思われる。もちろんこれに対しては反論もあろう。ジョギングやエアロビクスのような、勝敗とは無関係の種類の運動を「スポーツ」概念から排除することに躊躇を感じるという直観は十分に理解可能なものであるからである。実際、人間が身体を使っておこなう動作を広く(たとえば)「エクササイズ」として規定し、さらに競技性を持つエクササイズを「スポーツ」とする特徴付けを決定的なものとして主張することは難しいだろう。しかし、この規定を認めないことによって、野球やサッカーといった競技と、散歩や素振り、ひいてはペン回しのような運動とを区別する基準を見失ってしまう可能性が高い。これこそわれわれの直観にはそぐわないであろう。かといって、「競技性の有無」の他に有効な(すなわちわれわれの直観的理解にあからさまに反しないような)特徴付けを挙げることは容易ではない。確かに、「競技性の有無」に訴えることによってスポーツ概念を狭く定めてしまい、結果としてスポーツという営みの特性を取りこぼしてしまう可能性がある。しかし、この規定を捨てることでスポーツ概念を過度に拡大させることの帰結を考慮すると、この規定を暫定的に採用することは一定の正当性を持つものと思われる。

以上を踏まえて、スポーツを「一定のルールに従って勝敗が決定する身体を用いた動作」を特徴付けることの帰結として、スポーツに参加する者は勝利への態度を志向すると記述することができる。次のこの導出の正当性を検討しておきたい。

当然ながら、事実として、スポーツをおこなう目的は人によって異なる。しかし、「ルールによって勝敗が決定する」というスポーツをおこなう以上、当の本人の意図はともかくも、スポーツにおける動作は勝利への志向を含み持つとみなされることは否定できない。なぜなら、ある選手がある場面で特定の動作をおこなう理由ないし説明を求められた場合、競技における勝利を究極の目的とする手段・目的の連関においてその動作を位置づける以外の説明は極めて難しいからである。確かに、勝

利以外の目的を最終目的とする因果連関を想定してスポーツに臨む選手もいるだろうが、対戦相手の動作を予測する、すなわち、相手の意図を探り次の動作を想定するといった競技内における動作や、スポーツという現象を記述するための手がかりとしてわれわれに与えられるのは可視的な人間の身体動作とルール以外にはなく、これらから、勝利以外の目的を選手に帰属させることは(不可能ではないにしても)難しいと言わざるを得ない。少なくとも、こうした帰属が可能となるためには、状況をかかなりの程度細かく規定しておく必要があるが、そうした条件下で記述される現象はもはやスポーツと呼ばれるに相応しくないだろう。

以上から、スポーツを構成する要素として、対戦相手の裏をかくて自分に有利になるように局面を展開する作業が大部分を占めることを主張することができる⁽¹³⁾。かくして、スポーツは自分(自分チーム)の勝利のための動作から構成されていることが理解可能になったと思われる。したがって、相手の弱点を狙った動作をおこなったり、自分の意図を相手に覺られないような動作をおこなったりすることは、競技に勝利するためには不可欠である、更に言えばスポーツにおける基本動作であると言ってよい。たとえば、野球において、相手チームの打者の癖や弱点を事前に分析した上で、投手が相手の苦手なコースに投球することはごく常套な手段である。逆に、相手打者が得意とするコースや球種のみを用いる投手は競技者としては優秀であるとは言えないだろう。よって、スポーツの構成要件として、相手選手の特徴を把握して適切な動作をおこなうことが組み込まれている以上、特定の動作を「フェアプレイではない」として批判することは正当ではない。そもそもスポーツには「フェアプレイ」という名称であえて呼ばなくてはならないような動作は存在し得ないのである。あるいは、スポーツにおいて望ましい態度という意味で「フェアプレイ」や「スポーツマンシップ」という語を用いるのだとすれば、それは、「勝利を目指す態度」を描いて他にはあり得ないだろう。

また、競技の参加者は、自分の意思はどうあれ、勝利することに最大の価値を置いているとみなされる点も押さえておかなければならない。確かに、特定の動作の習得度合いを確認することや、より洗練した動作をおこなうことに競技参加の意義を設定する選手も存在するだろう。しかし、もしそのような意図を実現することのみが目的であれば、何も競技に参加する必要はなく、普段の練習で十分であるはずだ。競技においてはあらゆる行為は勝利を目指してなされなくてはならず、この条

件を満たすことができない選手が負けるのである。したがって、「勝つためには何をやってもよい」ことを否定すると、スポーツそのものの構成要件を否定することになる。仮に特定の動作を認めたくないのであれば、ルールを改正してその動作を禁止する他ない。「ルールを守りつつ相手を出し抜くこと」はスポーツに参加する者すべてが抱いていると考えられている態度である。これを勝利至上主義として批判するのであれば、そもそもスポーツという営み自体を否定することになる。勝利がスポーツにおける最高の価値であることは否定できない。この点に不満を覚える者はスポーツをおこなうべきではない。この意味において、勝利を追求する態度はスポーツに関する規範的原理というよりもむしろ事実記述的原理である(川谷[2005 103 頁])。

以上の議論から、スポーツが人格の陶冶に寄与するというような通俗的信念がいかにスポーツに関する無理解や偏見に基づいているかが理解できる。スポーツにおける「フェアプレイ」を重んじる人は、「人格の陶冶」というスポーツの外部で流通している日常的価値基準をスポーツ内部に持ち込んでいるのである。また、このことは、スポーツと教育との相性の悪さを示唆している。学校スポーツの目的は単に勝利する点に尽きない、という憲章前文に見られる主張は、スポーツ外の価値観をスポーツ内に持ち込むことの困難を十分に自覚しているとは考えられないのである(cf.近藤[2004 253 頁])。

4-2 競技外勝利至上主義

競技外勝利至上主義とは、日常生活の大半を競技の勝利のために費やすべしという主張である。競技内勝利至上主義はスポーツという現象が成立するためには不可欠な要素であったが、競技外勝利至上主義はこの意味ではスポーツのアプリオリな構成要件ではないと考えることができる。確かに、競技における勝利を目指すためには相当の時間を練習に費やす必要があるだろう。しかし、競技において勝利を得ることと、競技時間外で多くの時間を練習に費やすこととの間には、厳密な因果関係は存在しない。実際、生まれつききわめて高い能力を持つ選手がさほど練習しなくても競技で容易に勝利することは、部活動スポーツにおいてしばしば見られる現象である。したがって、競技外勝利至上主義は競技における勝利を得るためには推奨される立場ではあるが、選手の日常生活のあり方を規定するほどの拘束力ないし

強制力は持たないのである。

4-3 勝利至上主義批判と特待生制度

では、改めて勝利至上主義批判と特待生制度との関係について考えてみたい。特待生問題で批判されている立場が競技内勝利至上主義であるか競技外勝利至上主義であるかに応じて、批判の妥当性も異なってくる。まずは前者に関してはどうだろう。確かに競技内の行為の善し悪しを勝利への志向という基準のみで判断することは、生徒の道徳的信念を歪曲させる恐れがある。日常生活においては、自分の利益追求は他者や社会の利益に反しない限りにおいて許容されるという規範が公共的合意を得ているものと考えてもよいが、スポーツ内においてのみ通用する勝利至上主義を日常生活にまで持ち込むことで、生徒がこうした公共的合意を拒否することが起こり得ることは否定できないだろう。勝利至上主義が学生野球の理念を破壊するとはこのような事態を想定しているものと考えることができる。したがって、スポーツが競技内勝利至上主義をアприオリな構成要件として持つ以上、この側面の弊害を危惧するのであれば、種目を問わず学校教育から競技スポーツを一掃する他ない。スポーツ奨学生制度に制限を設けることで競技内勝利至上主義の弊害を避けようとするのは筋違いである。

次いで、競技外勝利至上主義はどうだろうか。競技外勝利至上主義への批判には二種類あると考えられる。

一つは、教育的観点からの批判である。単に「体力の向上や健康の増進」が目的ならば、競技性を持たないトレーニングだけで十分であり、競技性を取り入れることでこうした効果が期待できなくなることを危惧しての特待生制度批判はあり得る。競技性はあくまでも生徒に運動をおこなわせるための動機付けでしかなく、眼目はあくまでも体力の増進にある。既に触れたが、成長期の途中にある生徒がスポーツに過度に入れ込むことで、身体の機能に不可逆的な損害を被ってしまう可能性がある。また、日常生活の時間の大半を練習に費やすことで、肝心の学業が疎かになることは避けなくてはならない。こうした批判は、競技外的勝利至上主義が学校教育の理念にそぐわない、むしろ反教育的であるということを十分に踏まえている。よって、教育的観点からの競技外勝利至上主義批判には一定の説得力があると考えてよいだろう。

高校へ進学する目的の一つとして、自分の特性を伸ばして将来の進路を決定するという点があるが、勝利至上主義に陥り知名度を上げるために特待生をかき集める高等学校側の思惑がそれを妨げるという、教育的観点からの別の批判は正当な批判だろうか。こうした事情を承知した上で、それでも強豪校のへ進学を希望する生徒が存在することは否定できない。しかし、競技外勝利至上主義の弊害の典型例として、特待生として入学した生徒が部活動で満足した成果を挙げることができず、指導者や上級生から不当な扱いを受け、退部や退学を余儀なくされるということがある。これは確かに看過すべきではない問題だが、特待生制度のみに責任を負わせることは正当ではない。むしろ、部活動指導の改善や不適合な指導者の排除によってこういった事態を回避することは十分に可能であろう。

もう一つは、競技鑑賞者の観点からの競技外勝利至上主義批判である。郷土性の維持⁽¹⁴⁾や公平性の確保という観点から、毎年同じ高校が代表校となるような事態を回避するために特待生制度に制限を設けるべきであるという議論には、高校野球をプロスポーツとして見る、すなわち、アマチュアスポーツである高校野球を娯楽として見る視点が密輸入されていると考えることができるだろう。優れた能力を持つ生徒が、優れた生徒が集まり優れた指導者や施設を持つ学校に進学したいと思うことはきわめて自然なことである。生徒のスポーツ能力に個人差がある以上、学校間の格差が生じることは避けられないし、避ける必要もない。したがって、学校間で実力の差が生じることは自体は非難されるべきことではない。学校間の実力差を最小限に保つべきという根拠は、学生野球を娯楽性の高いプロスポーツとして見ていることになり、この姿勢こそ批判されるべきである⁽¹⁵⁾。したがって、鑑賞者の観点からの競技外的勝利至上主義批判はそれ自体では妥当性を持たないと考えられる。

以上から、高野連も憲章も依拠している勝利至上主義批判は、教育的観点からの批判のみが検討に値することが帰結する。しかし、教育的観点からの勝利至上主義批判は、スポーツが学業を阻害してはならないという 2 節の(1)の論点に吸収されてしまうため、勝利至上主義批判それ自体を持ち出すことは、少なくとも議論を円滑に進めるといふ観点からは不要となる。

5 結論

特待生問題は、学業と部活動のあり方、社会における野球というスポーツの位置

付け、スポーツに対する通俗的信念など、さまざまな論点が混在したまま議論されている。本論文は特待生問題に対する解答を具体的に提示することが目的ではない。しかし、想定される主張が依拠する前提や主張の導出の正当性を検討した結果として、教育問題として特待生問題を捉えることが適切であることが示された。高校野球について個人的にどのような考えを持っても構わないが、高校野球が「教育の一環」であるという大前提を真摯に受け止めるのであれば、特待生問題は教育問題として、すなわち高校野球の持つ教育的弊害や教育的効果について議論すべきである。以上が本論文の結論である。

註

- (1)第13条は大学野球についての規定だが、高校野球についての規定である第19条で第13条を準用する旨が述べられている。
- (2)こうした性急さの背景には、6月に始まる地方大会までには問題を一扫して、高校野球のクリーンなイメージを確保しておきたいという高野連の思惑があったものと推察することができる。実際、私学経営の自律性を大きく踏みにじるとして、高野連に反発して東京ドームで独自の選手権大会を開催するという動きもあったらしい。
- (3)法学的見地からの特待生問題の検討については永石[2007]を参照せよ。
- (4)高校野球特待生問題有識者会議小委員会、「高校野球特待生問題有識者会議小委員会検討結果の報告」2007年10月4日。この資料はwww.jhbf.or.jp/scholarship/pdf/return3.pdfで入手可能。
- (5)自由民主党政務調査会文部科学部会・文教制度調査会合同会議高校野球特待生制度問題小委員会、「高校野球特待生制度について」、2007年6月21日。この資料は<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/pdf/seisaku-013.pdf>で入手可能。
- (6)改正学校教育法第50, 51条を参照せよ。
- (7)『高等学校学習指導要領解説保健体育編』第3章第2節、及び、「高校野球特待生制度について」、2頁を参照せよ。
- (8)ちなみに高等学校学習指導要領では体育科目の一領域である「球技」に野球は含まれていない。
- (9)なぜプロ球団がアマチュア球団に介入することが批判されなくてはならないのか。教育の一環としておこなわれる部活動が実質的に職業スポーツと化することがなぜ悪いのか。当然この点に関しても議論が必要であるが、やはりこの点に関しても学業を阻害するため、という理由

が挙げられるだろう。生徒がアルバイトをおこなうためには学校の許可が必要であると定めている高校は多いが、これと同じ理由である。

(10)実質的には条件付き賛成の立場に立つ自民党小委員会の提言もこの点を危惧している(「高校野球特待生制度について」、2 頁)。

(11)「特待生制度の現状をみると、一部の学校においては、勝利至上主義に陥り、教育の一環としての部活動の趣旨に反する指導が行われている」(「有識者会議答申」、2 頁)。「『勝たんがために単なる野球の技術屋をかり集めるというような行き過ぎた勝利至上主義』を防止する必要性は高い」(「有識者会議報告書」、14 頁)。「学校が知名度を上げるために、大会で勝つことだけを目的とし、特待生制度を利用して、全国の中学校から選手を勧誘するようなことは、教育の一環として部活動を実施している観点から、適切なものではない」(「高校特待生制度について」、3 頁)。

(12)本節の議論は、川谷[2005] の議論(特に第 1 講義) に大きく依拠している。

(13)スポーツをその競技スタイルに従って大きく分けると、対戦相手が同じ空間内でプレーをおこない、自分と相手の動作の連関の中でルールによって勝敗が決まる「対面型スポーツ」と、各競技参加者が独立に動作をおこない、動作の結果を比較することで勝敗が決まる「非対面型スポーツ」があるが(川谷 [2005 21 頁])、ここでは対面型に限定した議論をおこなっている。しかし、同様の議論は非対面型競技にも可能であろう。

(14)確かに高校野球が郷土性を持つことは事実として否定できないが、なぜそれを保持する必要があるのかを理解することは難しい。

(15)実際、既に触れたように、高野連の最終決定において提示された特待生制度のガイドラインの一つに、各学年 5 名以下という特待生の上限人数を定めるものがあった。しかし、特待生の人数に上限を設ける必要があることは自明ではない。

文献

川谷茂樹、『スポーツ倫理学講義』、ナカニシヤ出版、2005 年。

近藤良享、「篠原選手対ドイエ選手の判定問題から考える」、近藤良享編著、『スポーツ倫理の探究』、大修館書店、2004 年、248-58 頁

永石啓高、「スポーツ特待生問題に関する一考察——日本学生野球憲章 13 条の解釈をめぐる法的問題」、『苫小牧駒澤大学紀要』、18 号、2007 年、101-44 頁。

(神戸大学大学院人文学研究科・学術推進研究員)